「診療・検査医療機関」に関する事項【医療機関用】

１　診療・検査医療機関の定義

次のインフルエンザ流行に備えた体制整備として、多数の発熱患者が地域において適切に診療・検査を受けられるよう、既存の帰国者・接触者外来等も含め、「診療・検査医療機関」として都道府県が指定した発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関

２　診療・検査医療機関へ申請可能な医療機関（案）

（1）今回の集合契約に手挙げする医療機関

（2）既に岐阜県との委託契約を締結している帰国者・接触者外来等の医療機関

３　指定申請に必要な書類

（1）診療・検査医療機関指定申請書　※知事宛の書類

（2）基本事項　※医療機関情報の書類、診療・検査医療機関指定申請書の（別紙）

（3）「ＨＥＲ-ＳＹＳ利用者ＩＤ」登録申請書

（4）医療用物資（ＰＰＥ）の必要数量報告書

（5）備考：岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」へ掲載

４　診療・検査医療機関の支援策

（1）発熱患者の外来診療・検査体制確保支援事業

→発熱患者専用の診察室等を設けた上で、受け入れ態勢を整えた場合、「13,447円×想定受診患者数」が補助される。※別紙参照

（2）個人防護具（ＰＰＥ）の優先供給

→上記の医療用物資（ＰＰＥ）の必要数量報告書を9月30日12時までに地域医師会へ提出され、第１次優先供給（11月～12月）に間に合わせて下さい。第2次優先供給は1月以降です。

（3）医療資格者の労災給付の上乗せ補償への支援

→勤務する医療資格者に対する年間の保険料の一部（2分の1）、1人あたり1,000円を上限

（4）感染拡大防止対策等に要する費用への補助　※既存の補助制度

５　地域医師会への提出期限

（1）国からの第１次医療用物資（ＰＰＥ）の優先供給を受けるには、令和2年9月30日（水）12時までに上記３の（1）～（4）の書類を地域医師会へご提出下さい。

（2）途中から手挙げを希望する医療機関は都度、地域医師会へ書類をご提出下さい

６　各種様式の入手方法

岐阜県医師会ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からダウンロードが可能となっております。

７　その他

不明な点は、岐阜県医師会事務局（058-274-1111）へお問い合わせ下さい。